


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース



●今月の便に同封している書類（ご案内等）

◆「新春講演会・会員交流会」のご案内 ◆「新設法人説明会」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内 容		
12	6	金	医療健康セミナー	15:00 ~ 16:00	於: ソラリア西鉄ホテル
12	12	木	花いっぱい運動	13:00 ~ 15:30	於: 大正通り(舞鶴地区)
12	18	水	正副会長会	14:00 ~ 14:50	於: ソラリア西鉄ホテル
12	18	水	理事会	15:00 ~ 16:00	於: ソラリア西鉄ホテル

●支部の行事

月	日	曜	内 容		
毎月1回			大濠公園防犯パトロール(第5支部)	19:00 ~ 19:45	於: 大 濠 公 園
			青少年対策パトロール(第1支部)	16:00 ~ 16:45	於: 天神地区(3丁目)
12	3	火	租税教室(第13支部)	11:40 ~ 12:25	於: 横 手 小 学 校
12	16	月	租税教室(第3支部)	13:35 ~ 14:20	於: 舞 鶴 小 学 校
12	17	火	租税教室(第13支部)	10:05 ~ 10:50	於: 東 花 畑 小 学 校
12	19	木	租税教室(第7支部)	11:05 ~ 11:50	於: 高 宮 小 学 校
12	20	金	租税教室(第8支部)	10:10 ~ 10:55	於: 警 固 小 学 校

●青年部会の行事

月	日	曜	内 容		
12	10	火	忘年会	19:00 ~	於: 福 新 楼
12	11	水	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事 務 局 会 議 室

●女性部会の行事

月	日	曜	内 容		
12	13	金	役員会	11:00 ~ 12:00	於: 事 務 局 会 議 室
1	12	日	会員の集い	10:30 ~	於: 大 濠 公 園 能 楽 堂

(I) 税務カレンダー

12月の税務カレンダー

- 12月10日 ●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（当年6月から11月分）の納付
- 1月6日 ●10月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
●4月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）＜消費税・地方消費税＞
○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）
○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）
○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

(II) 知らないで損する税情報

「中小企業経営強化税制」

税理士 堤 一 博

令和初年となった今年は、税務的には、消費税の税率変更やポイント還元などに忙殺され、いまだに慌ただしさが抜けない感があります。

さて、国税庁が発表した今年の法人税の申告状況によると、今年の7月末申告分で、法人数約333万法人のうち34.7%が黒字申告で、申告所得金額は73兆3,865億円、申告税額は12兆7,922億円となっているようです。また、企業の内部留保が平成30年度末で463兆1,308億円であることを念頭に、政府としては、企業の生産性向上が必要であるとし、賃金・設備投資の増加を図る検討を進めているとの報道があります。



例えば、経済産業省の概算要求のポイントは、

1. 新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープン・イノベーションの促進
2. 新陳代謝等を通じた中小企業の生産性向上の促進
3. 自由化の下でのエネルギー安定供給の確保
4. グローバル化・デジタル化に対応した事業環境の整備

としていて、オープン・イノベーションを促進する税制、自社株式等を対価とする株式取得による事業再編の円滑化、第三者への事業承継の促進等々、前年に引き続き、スムーズな事業承継や事業再編を促す税制を要望しています。

今後の税制改正内容の公表が待たれます。

ところで、現在の中小企業の設備投資に伴う主要な優遇税制としては、下記のものが挙げられます。

- ①「中小企業投資促進税制」（租税特別措置法第42条の6）
- ②「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」（租税特別措置法第42条の12の3）
- ③「中小企業経営強化税制」（租税特別措置法第42条の12の4）

これらの制度は、平成31年度税制改正において、その適用期限が2ヶ年延長されていて、**令和3年（2021年）3月31日までの期間に事業の用に供されていることが条件**となっています。

税制上の取扱いは、

①	特別償却：30%、税額控除7%
②	特別償却：30%、税額控除7%
③	特別償却：即時償却（全額損金算入）、税額控除7%（特定中小企業者：10%）

となっています。

また、対象資産は、

①	・160万円以上の機械・装置 ・120万円以上の測定・検査工具 ・70万円以上のソフトウェア
②	・30万円以上の器具備品 ・60万円以上の建物付属設備
③	建物付属設備／機械・装置／測定・検査工具／器具・備品／ソフトウェア ただし、 認定を受けた経営力向上計画 に基づいて取得した経営力向上設備等であること＜生産性向上設備（A類型）、収益力強化設備（B類型）＞

です。

さらに、対象法人は、

①	青色申告の中小企業者又は農業協同組合等 (税額控除は資本金等が3,000万円以下の法人)
②	青色申告の中小企業者等 ただし、「認定経営革新等支援機関等」による経営の改善に関する指導・助言を受けた旨の書類の交付を受けた者
③	青色申告の「中小企業等経営強化法」の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等

指定事業での注意点は、

①	不動産業、物品賃貸業、電気業、水道業、娯楽業（映画業を除く）等は対象外
②	製造業、建設業、医療業、娯楽業（映画業を除く）等は対象外
③	電気業、水道業、娯楽業（映画業を除く）等は対象外
※ いずれの税制でも、性風俗関連特殊営業は対象外です。	

以上、三つの税制を比較してみたところ、一概にはいえませんが、①は手続的には自社のみで完結しますが、②あるいは③は、外部からの指導・助言の書面の取得や経営力向上計画認定等のための事務量が必要となることから、ハードルは①<②<③の順に高くなっていると思われます。

ここでは、③「中小企業経営強化税制」を説明させていただきます。

上記のように、メリットは、「即時償却」で全額損金算入される点が挙げられ、デメリットは、経営力向上計画の策定申請と認定の事務手間です。

実際の事例としては、③の中小企業経営強化税制の活用を前提に、経営力向上計画の認定を受けて、自社工場に自家使用型の太陽光発電設備を導入し、その太陽光発電設備を即時償却して全額損金算入した例があります。

ここでは、指定事業から「電気業」は除かれていることから、全量売電は対象外となりますので、自家使用型の太陽光発電であることが適用の要です。

「自家使用」とは、発電した電気は自社の工場等での使用に充当し、「余剰売電」、つまり、文字通り余った電気だけを売電するとの設計です。

事前に、自社発電の費用（導入費と維持費）と電力のコストを比較計算してコストの軽減額を算定し、変動する売電収益をこれに加えて検討しておく必要があります。

また令和元年7月22日に国税庁は、「働き方改革」に資する建物設備（工場等内に付設される食堂等の施設に係る建物付属設備（電気・給排水・冷暖房設備等）や工場等で直接使用される器具・備品、ソフトウェアについても「中小企業経営強化税制」の対象となる旨の質疑事例を公表しています。

③の中小企業等経営強化法による経営力向上計画とは、「人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画」と位置付け、計画実行のための支援措置として下記の3つのポイントを挙げています（中小企業庁 令和元年7月18日版 「一中小企業等経営強化法一 経営力向上計画策定の手引」）。



【ポイント】計画実行のための3種類の支援措置をご用意	
○税制措置	認定計画に基づき取得した一定の設備や不動産について、法人税や不動産取得税等の特例措置を受けることができます。
○金融支援	政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に関する支援を受けることができます。
○法的支援	業法上の許認可の承継の特例、組合の発起人数に関する特例、事業譲渡の際の免責的債務引受に関する特例措置を受けることができます。

（出典：中小企業庁 令和元年7月18日版「一中小企業等経営強化法一 経営力向上計画策定の手引」、p1、一部筆者修文）

申請にあたっては、商工会議所等の経営革新等支援機関のサポートを受けることができ、申請書様式も3枚で、①企業の概要、②現状認識、③経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上を示す指標、④経営力向上の内容、事業承継等を行う場合には、⑤事業承継等の時期及び内容という項目からなっています。

企業を取り巻く経済環境は、さまざまな問題点が横たわっていますが、高齢化等による労働力不足、老朽化しつつある設備の更新、事業承継、事業再編などを念頭に、今後の中長期の事業計画を考える際には、自社の現状を外部から見た目を参考とする必要もあり、経営力向上計画策定をそのチャンスと位置付けて、この制度の活用を検討するのも有益ではないかと考えます。

今後の経営計画を構築する際に、このような視点で検討してみても、いかがでしょうか？

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2019		13(水)	15:00～17:00	本部	税を考える週間行事	西鉄グランドホテル
		15(金)	14:00～15:30	本部	五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル
		13(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座 (エクセル上級コース 1/2回目)	サンセルコビル
		14(木)	〃	本部	パソコン講座 (エクセル上級コース 2/2回目)	〃
	11	16(土)	10:20～16:20	本部	パソコン講座 (エクセル上級コース 1/1回目)	〃
		19(火)	15:30～17:00	本部	新任者のための税務講座	福岡ガーデンパレス
		20(水)	18:45～21:15	本部	パソコン講座 (アクセス上級コース 1/2回目)	サンセルコビル
		21(木)	〃	本部	パソコン講座 (アクセス上級コース 2/2回目)	〃
		23(土)	10:20～16:20	本部	パソコン講座 (アクセス上級コース 1/1回目)	〃
		6(金)	15:00～16:00	本部	医療健康セミナー	ソラリア西鉄ホテル
12		12(木)	13:00～15:30	本部	花いっぱい運動	舞鶴地区大正通り37花壇
		18(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
2020	1	29(水)	17:00～	本部	新春講演会	ソラリア西鉄ホテル
		29(水)	18:15～	本部	会員交流会	〃
	2	5(水)	13:30～16:30	本部	新設法人説明会	福岡ガーデンパレス
		17(月)	14:00～15:30	本部	経営セミナー	西鉄グランドホテル
	3	18(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	ソラリア西鉄ホテル
		18(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
		25(水)	14:30～17:00	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	4	8(水)	9:30～16:00	本部	新社会人セミナー	西鉄イン福岡
		22(水)	14:00～14:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		22(水)	15:00～16:00	本部	理事会	〃
	5					
	6	3(水)	15:00～16:50	本部	第9回通常総会	ソラリア西鉄ホテル
		3(水)	17:00～18:20	本部	講演会	〃
3(水)		18:30～20:00	本部	会員交流会	〃	

※ 日時、会場が空白のところは未定です。